



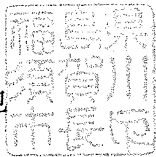
須賀川市許可 第 6 号

一般廃棄物処理業許可証

令和 6 年 4 月 1 日

申請者住所 須賀川市狸森字北向 1 1 0 番地
商号又は名称 株式会社 熊田商店
代表者名 代表取締役 熊田 善友

須賀川市長 橋 本 克 也



令和 6 年 1 月 30 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

1 許可する業種の種類	(1) 事業の区分 収集運搬業（積替え及び保管行為を含まない。） (2) 一般廃棄物の種類 事業系ごみ
2 許可期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
3	須賀川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に定める事項を厳守すること。
4 その他	(1) 許可台数 6 台 (2) 須賀川地方保健環境組合ごみ処理施設及び埋立処分場を利用する際は、その指示に従うこと。 また、搬入の際にはよく分別し、再利用できるものは再生資源業者等を利用して減量に努めること。 (3) 許可車両には、「一般廃棄物処理業許可車 須賀川市許可第 号」と記載すること。 (4) 産業廃棄物の混入や持込をしないこと。 (5) 交通安全並びに労働安全を十分確保すること。 (6) 一般廃棄物処理業（ごみ）処理量報告要領により対象月の翌日 10 日までに報告すること。